

証明書交付手数料や施設使用料がPayPayで支払えます



4月1日から市役所窓口の支払いなどで、キャッシュレス決済サービス「PayPay」が利用できるようになります。 **【財政課】**

対象となる料金

- 住民票などの交付手数料
- 税証明書などの交付手数料
- 小中学校体育館・運動場、社会体育施設、中央公民館、文化会館、いきいきルームの施設使用料
- 運動公園、産業文化会館、市民会館の施設使用料

利用方法

スマートフォンアプリ「PayPay」を起動して、対象窓口を設置している二次元コードを読み取り、会計金額を入力して、手数料や使用料の支払いができます。金額入力画面と支払い画面を職員が確認しますので、ご提示をお願いします。

問い合わせ

利用について詳しくは、対象手数料・使用料の窓口にお問い合わせください。

対象手数料・使用料	問い合わせ窓口	電話番号
住民票・印鑑証明等交付手数料	市民課 住民係	☎33-1131
戸籍手数料	市民課 戸籍係	
市県民税課税（所得）証明書等交付手数料	税務課 市民税係	☎33-6212
評価証明・住宅用家屋証明等交付手数料	税務課 資産税係	☎33-3706
納税証明書等交付手数料	税務課 収納係	☎33-1169
いきいきルーム運動機器使用料	いきいき健康課 高齢福祉係	☎33-3705
小中学校体育館・運動場使用料	生涯学習課 スポーツ係	☎33-3704
中央公民館・文化会館施設使用料	中央公民館	☎32-0034
社会体育施設使用料	文化スポーツ振興公社	☎33-2317
橋本市運動公園施設使用料		
産業文化会館施設使用料		
橋本市市民会館施設使用料		

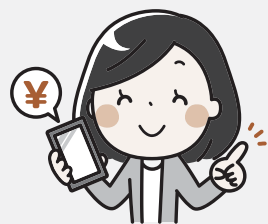
キャッシュレス決済教室を開催します！

市役所窓口の支払いなどでキャッシュレス決済サービスを利用する際に必要なアプリのダウンロードや、二次元コードの読み取り、金額の入力などアプリの操作を中心としたキャッシュレス決済教室を開催します。

この機会にキャッシュレス決済の使い方を学んでみませんか。

- 日程 5月11日(水)・25日(水)、6月8日(水)・22日(水)・29日(水)
- 時間 午前10時30分～午後4時 ※1組あたり30分
- 場所 保健福祉センター
- 定員 各日先着8組（1組3人まで）
- 持ち物 ご自身のスマートフォン
- 申込開始日 4月11日(月)

- 申込方法 市ホームページ（右の二次元コード）または電話で申し込んでください。
- 注意事項 参加の際は、ご自身のスマートフォンアプリのダウンロード用IDおよびパスワードをご持参ください。
- 申し込み・問い合わせ 市民課 市民相談係 ☎33-1165



ウクライナ人道支援のための募金箱と犠牲者追悼の献花台を設置しています



ロシア連邦の侵攻を受け、毎日の生活が危機にさらされているウクライナの人々への人道支援のため、市では募金箱を設置しています。また、橋本ユネスコ協会・橋本市国際親善協会により、犠牲となられた人々への追悼と平和への願いを込めた献花台を設置しています。 **【福祉課・生涯学習課】**

●設置場所

- 市役所正面玄関 総合案内前
- 保健福祉センター ロビー

●設置期間

5月31日(水)まで
※献花台については、献花の状況により終了時期が早まる場合があります。

●募金受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜、祝日を除く）

●その他

いただきました募金は、日本赤十字社を通じて現地の人々の支援に活用します。

●問い合わせ

- 募金について 福祉課 ☎33-3708
- 献花について 生涯学習課 ☎33-6112

ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻に抗議

市では、平成18年に「世界連邦平和都市宣言」を行い、全世界の恒久平和と全人類の繁栄を強く願っています。

今回のロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の平和と安全を損なう暴挙であり、断じて許すことはできません。一刻も早い完全撤退と平和的解決を求めることについて、市と市議会の連名による抗議文を在日ロシア連邦大使館に送付しました。

気候非常事態宣言を行いました



近年、地球規模で温暖化が原因と考えられる異常気象が多発し、大きな被害が発生しています。気候が危機的な状況にあるという認識を市民の皆さんやさまざまな団体・企業と共有し、共に地球温暖化対策を推進していくため、市と市議会の共同による気候非常事態宣言を行いました。 **【生活環境課】**

気候非常事態宣言とは

「気候非常事態宣言」は、住民や事業者、行政などが気候危機に対する認識を共有し、地球温暖化対策に継続的に取り組んでいくことを宣言するものです。2016年にオーストラリアの都市で初めて行われ、現在では世界中の約2千の国、自治体、団体、企業が宣言を行なっています。

2050年までに温室効果ガスである二酸化炭素などの排出と吸収の差引きをゼロにする「カーボンニュートラル」に向けた取組みが求められる中、市と市議会では、地球温暖化対策に取り組む姿勢をこれまで以上に明らかにするため、共同による気候非常事態宣言を行いました。



気候非常事態宣言の要旨

地球はすでに気候危機の状況にあることを認識し、世界遺産高野山麓の自然豊かな橋本を時代を担う子どもたちのために守り、SDGsによる持続可能な社会を実現するため、次に掲げる取組みを積極的に推進します。

1. 気候が危機的状況にあることを市民、事業者、市などが共通の認識とするため、情報提供や普及啓発に努めます。
2. 森林の保全に努め、豊かな自然環境を未来へつないでいきます。
3. 循環型社会構築のため、ごみの減量化、資源化など「4R」（発生回避、排出抑制、再利用、再資源化）の取組みを一層進めます。
4. 省エネを推進し、再生可能エネルギーの導入を促進します。